



長野県報

11月20日(月)
平成18年
(2006年)
第1814号

目 次

規 則

長野県地球温暖化対策条例の施行期日を定める規則（環境政策課）	2
長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）	2

告 示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路課）	20
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路課）	20
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路課）	20
災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の一部改正（建築管理課）	20
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	21
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	22

公 告

身体障害者を対象とする平成18年度長野県職員採用選考考查（人事課・人事委員会事務局）	22
争議行為の公表（労働福祉課）	24
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	24
土地区画整理事業の換地処分（都市計画課）	24
一般競争入札（生活排水対策課）	24
一般競争入札（高校教育課）	25

長野県地球温暖化対策条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成18年11月20日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第52号

長野県地球温暖化対策条例の施行期日を定める規則

長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）の施行期日は、平成19年2月20日とする。

環境政策課

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年11月20日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第53号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 排出抑制計画（第4条）
- 第3章 自動車使用に関する地球温暖化対策等（第5条－第8条）
- 第4章 省エネラベルの表示等（第9条－第11条）
- 第5章 建築物環境配慮計画（第12条－第15条）
- 第6章 再生可能エネルギー計画（第16条）

附則

第1章 総則

第3条を第5条とし、同条の前に次の1章及び章名を加える。

第2章 排出抑制計画

（排出抑制計画）

第4条 条例第12条第1項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）を条例第24条に規定する事業者がその事業活動において講すべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針に定める方式により原油の数量に換算したもの（以下この条において「原油換算エネルギー使用量」という。）が1,500キロリットル以上である事業所（県内に所在するものに限る。）を有する事業者。ただし、次号に規定する事業者を除く。

(2) 小売業その他の事業を店舗において行う事業者であって、当該店舗を終日利用することができることとしているもののうち、県内に所在するすべての店舗（同一の商号、商標その他の表示を使用するものに限る。以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業者。ただし、親業者（小売業その他の事業を店舗において行う事業者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その事業者から対価を得ることを業とする者をいう。）から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結している場合は、当該親業者。

(3) 飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者で、当該事業者が県内において設置又は管理をするすべての当該自動販売機の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの

2 条例第12条第1項に規定する排出抑制計画は、当該排出抑制計画を提出する日の属する年度における同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 条例第12条第3項及び第4項の規定による排出抑制計画の提出は、毎年度7月末日までに、排出抑制計画書（様式第1号）により行わなければならない。

4 条例第12条第9項の規定による排出抑制計画の達成状況等の報告は、当該排出抑制計画を提出した日の属する年度の翌年度の7月末日までに、排出抑制計画達成状況等報告書（様式第2号）により行わなければならない。

第3章 自動車使用に関する地球温暖化対策等

第1章中第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において、「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

第5条の次に次の3条及び3章を加える。

（駐車場）

第6条 条例第16条第2項の規則で定める駐車場は、次に掲げる駐車場とする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場

(2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場及び同法第12条の規定による設置の届出がされた路外駐車場

(3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナル

(4) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出がされた大規模小売店舗に係る駐車場

2 条例第16条第2項の規則で定める面積は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートルとする。

（環境情報）

第7条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 温室効果ガスの排出の量

(2) 燃料消費率

（自動車環境計画）

第8条 条例第18条第1項の規則で定める台数は、次の各号に掲げ

る事業の種別に応じ、当該各号に定める台数（県内に使用の本拠の位置を有する自動車の台数に限る。）とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 200台（ただし、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）の台数を除く。）
 - (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号の事業を除く。） 200台
 - (3) 道路運送法第3条第1号のハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業 350台
- 2 条例第18条第1項に規定する自動車環境計画は、当該自動車環境計画を提出する日の属する年度における同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 条例第18条第3項及び第4項の規定による自動車環境計画の提出は、毎年度7月末日までに、自動車環境計画書（様式第3号）により行わなければならない。
- 4 条例第18条第9項の規定による自動車環境計画の達成状況等の報告は、当該自動車環境計画を提出した日の属する年度の翌年度の7月末日までに、自動車環境計画達成状況等報告書（様式第4号）により行わなければならない。

第4章 省エネラベルの表示等

（特定電気機器等）

第9条 条例第19条第1項の規則で定める機械器具は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第79条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「省エネ法施行規則」という。）第48条第1項に規定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が4キロワット以下のものに限る。）であって、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に2以上の室内機を接続するもののうち、各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。以下同じ。）
- (2) 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則第48条第8項に規定するものを除く。以下同じ。）
- (3) テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他省エネ法施行規則第48条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）

（特定電気機器等の台数）

第10条 条例第19条第1項の規則で定める台数は、次の各号に掲げる機械器具ごとに5台とする。

- (1) エアコンディショナー
 - (2) 電気冷蔵庫
 - (3) テレビジョン受信機であって、ブラウン管を有するもの
 - (4) テレビジョン受信機であって、液晶パネルを有するもの
 - (5) テレビジョン受信機であって、プラズマディスプレイパネルを有するもの
- （地球温暖化の防止に資する性能等）

第11条 条例第19条第1項の規則で定める地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 知事が別に定める特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の基準に基づく相対的評価
- (2) 省エネ法第78条第1項の規定により、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によって得られた数値（次号において「エネルギー消費効率」という。）
- (3) 省エネ法第78条第1項の規定により、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの
- (4) 省エネ法第78条第1項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度
- (5) 日本工業規格C9901に定める省エネ性マーク
- (6) 製造事業者名
- (7) 機種名
- (8) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第2条第2項各号に掲げる特定物質等を冷媒及び断熱材発泡剤に使用していないことの表示（電気冷蔵庫に限る。）
- (9) エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に定める1年間使用した場合の目安となる電気料金

第5章 建築物環境配慮計画

（建築物環境配慮計画の提出を要しない建築物）

第12条 条例第21条第1項ただし書の規則で定める法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置が講じられている建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - (2) 文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物
 - (3) 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
 - (4) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により県宝として指定された建築物、同条例第25条第1項の規定により県有形民俗文化財として指定された建築物又は同条例第30条第1項の規定により県史跡名勝天然記念物として指定された建築物
 - (5) 文化財保護法第182条第2項の規定により定められた市町村の条例に基づき現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物
 - (6) 第1号、第3号、第4号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物
 - (7) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 2 条例第21条第1項ただし書の規則で定める仮設の建築物は、次に掲げる建築物とする。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後3月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの
 - (2) 建築基準法第85条第2項に規定する工事を施工するために現

<p>場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物</p> <p>(3) 建築基準法第85条第5項の許可を受けた建築物 (建築物の規模等)</p> <p>第13条 条例第21条第1項第1号の規則で定める建築物の規模は、床面積の合計が2,000平方メートルであることとする。</p> <p>2 条例第21条第1項第1号の規則で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであることとする。</p> <p>3 条例第21条第1項第2号の規則で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであることとする。</p> <p>4 条例第21条第1項第3号の規則で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が2,000平方メートルであること又は当該面積の合計が2,000平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であって次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。</p> <p>(1) 建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の2分の1</p> <p>(2) 建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該建築物の敷地境界線（建築基準法第42条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が1.5メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の2分の1</p> <p>(3) 建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の2分の1 (空気調和設備等)</p> <p>第14条 条例第21条第1項第4号の規則で定める建築設備は、次に掲げる建築設備とする。</p> <p>(1) 空気調和設備その他の機械換気設備</p> <p>(2) 照明設備</p> <p>(3) 給湯設備</p> <p>(4) 昇降機</p> <p>2 条例第21条第1項第4号の規則で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。</p> <p>(1) 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修</p> <p>ア 空気調和設備の熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暖房のための熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が300キロワット以上のもの</p> <p>ブ 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの</p> <p>(4) 冷房のための熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が300キロワット以上のもの</p>	<p>b 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のための熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの</p> <p>イ 空気調和設備のポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暖房のためのポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの</p> <p>ブ 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの</p> <p>(1) 冷房のためのポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの</p> <p>ブ 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの</p> <p>ウ 空気調和設備の空気調和機の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が60,000立方メートル毎時以上のもの</p> <p>(4) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の2分の1以上のもの</p> <p>カ 当該建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え</p> <p>(2) 空気調和設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が5.5キロワット以上のもの</p> <p>イ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計の2分の1以上のもの</p> <p>(3) 照明設備 照明設備の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該取替えに係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該建築物の床面積の合計の2分の1以上のもの</p> <p>ウ 当該建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え</p> <p>(4) 給湯設備 次のいずれかに該当する改修</p> <p>ア 給湯設備の熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が200キロワット以上のもの</p> <p>(4) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの</p> <p>イ 給湯設備の配管の取替えであって、次のいずれかに該当するもの</p>
--	--

- (7) 当該取替えに係る配管の長さの合計が500メートル以上のもの
- (4) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の2分の1以上のもの
- (5) 昇降機 2以上の昇降機の取替え
(建築物環境配慮計画の提出)

第15条 条例第21条第3項に規定する建築物環境配慮計画の提出は、同条第1項各号に掲げる行為に着手する予定の日の21日前までに、建築物環境配慮計画書（様式第5号）により行わなければならない。

第6章 再生可能エネルギー計画

（再生可能エネルギー計画）

第16条 条例第23条第1項の規則で定めるエネルギーは、電気とする。

2 条例第23条第1項の規則で定める事業者は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第2条第1項に規定する一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者とする。

3 条例第23条第1項に規定する再生可能エネルギー計画は、当該再生可能エネルギー計画を提出する日の属する年度における同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

4 条例第23条第1項に規定する再生可能エネルギー計画の提出は、毎年度7月末日までに、再生可能エネルギー計画書（様式第6号）により行わなければならない。

5 条例第23条第9項の規定による再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告は、当該再生可能エネルギー計画を提出した日の属する年度の翌年度の7月末日までに、再生可能エネルギー計画達成状況等報告書（様式第7号）により行わなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

(様式第1号) (第4条関係)

排出抑制計画書

年月日

長野県知事

殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第12条第3項(第4項)の規定により、年度の排出抑制計画
を定めましたので、下記のとおり提出します。

記

事業者の主たる業種		
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1項第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1項第2号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1項第3号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者	
事業の概要		
基準となる温室効果ガスの排出の量	t-CO ₂ (年度)	
温室効果ガスの排出の量に関する削減目標	温室効果ガスの排出の量 基準となる温室効果ガスの排出の量を基準とした削減率 原単位を基準とした削減率 原単位に用いた指標 原単位に用いた指標の設定方法	t-CO ₂ % % % %

温室効果ガスの排出の量に関する削減目標を達成するための基本方針	
温室効果ガスの排出の量に関する削減目標を達成するために講じる措置	
温室効果ガスの排出の量に関する削減目標を達成するために講じる措置以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

- (備考) 1 「事業者の種類」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。
- 2 「原単位に用いた指標の設定方法」欄には、複数の温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値を用いて原単位の指標を設定した場合に記入すること。

(様式第2号) (第4条関係)

排出抑制計画達成状況等報告書

年月日

長野県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第12条第9項の規定により、 年度の排出抑制計画の達成状況等を下記のとおり報告します。

記

事業者の主たる業種		
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1項第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1項第2号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1項第3号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者	
事業の概要		
温室効果ガスの排出の量	t-CO ₂ (年度)	
温室効果ガスの排出の量に関する削減目標の達成状況	目標削減率	計画実施年度の削減率
基準となる温室効果ガスの排出の量を基準とした削減率	%	%
原単位を基準とした削減率	%	%
原単位に用いた指標		

温室効果ガスの排出の量に関する削減目標を達成するために講じた措置	
----------------------------------	--

温室効果ガスの排出の量に関する削減目標を達成するために講じた措置以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項の実施状況	
---	--

温室効果ガスの排出の量に関する削減目標の達成に至らなかった場合、その理由	
--------------------------------------	--

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(備考) 「事業者の種類」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。

(様式第3号) (第8条関係)

自動車環境計画書

年月日

長野県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第18条第3項(第4項)の規定により、 年度の自動車環境計画を定めましたので、下記のとおり提出します。

記

事業者の主たる業種			
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第8条第1項第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第8条第1項第2号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第8条第1項第3号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者		
自動車の保有台数及び使用状況	保有台数	台(年度)	
	燃料の使用状況	種類	使用量(単位)
		揮発油	(kℓ)
		軽油	(kℓ)
		液化石油ガス(LPG)	(t)
		都市ガス(CNGを含む。)	(千m ³)
		その他()	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標			

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講じる措置	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講じる措置以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(備考) 「事業者の種類」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。

(様式第4号)(第8条関係)

自動車環境計画達成状況等報告書

年月日

長野県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第18条第9項の規定により、 年度の自動車環境計画の達成状況等を下記のとおり報告します。

記

事業者の主たる業種			
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第8条第1項第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第8条第1項第2号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第8条第1項第3号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者		
自動車の保有台数及び使用状況	保有台数	台	
燃料の使用状況	種類		
		(kℓ)	
		(kℓ)	
		(t)	
		(千m ³)	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標の達成状況			

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講じた措置	
----------------------------------	--

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講じた措置以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項の実施状況	
---	--

温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標の達成に至らなかった場合、その理由	
--------------------------------------	--

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(備考) 「事業者の種類」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。

(様式第5号) (第15条関係)

建築物環境配慮計画書

年月日

長野県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第21条第3項の規定により、 年度の建築物環境配慮計画を定めましたので、下記のとおり提出します。

記

建築物の名称					
建築物の所在地					
行為の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第13条第1項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第13条第2項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第13条第3項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第13条第4項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第14条第1項に該当する行為 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第14条第2項に該当する行為				
建築物の概要	用途	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等		
		<input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等	<input type="checkbox"/> 事務所等		
		<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等		
		<input type="checkbox"/> 集会場等	<input type="checkbox"/> 工場等		
		<input type="checkbox"/> 住宅			
	構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造		
		<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> その他()		
	階数	地上	階	地下	階
	高さ	m			
敷地面積	m ²				
建築面積	m ²				
延べ面積	m ² (該当行為部分)			m ²)	
予定期日	工事着工予定期日		年月日		
	工事完了予定期日		年月日		

エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置	
----------------------	--

エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置以外の地球温暖化の防止に資するため講ずる措置	
--	--

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

- (備考) 1 「行為の種類」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。
2 「建築物の概要」の「用途」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。
3 「建築物の概要」の「構造」欄には、該当する□内に✓印を記入し、「その他」に該当する場合は、() 内に具体的な内容を記入すること。

(様式第6号) (第16条関係)

再生可能エネルギー計画書

年月日

長野県知事

殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第23条第3項(第4項)の規定により、 年度の再生可能エネルギー計画を定めましたので、下記のとおり提出します。

記

事業者の主たる業種		
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第16条第2項の一般電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第16条第2項の特定電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第16条第2項の特定規模電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者	
事業の概要		
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標	再生可能エネルギー利用量	千kWh
	利用率	%
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標を達成するための基本方針		

エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標を達成するために講ずる措置	
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標を達成するために講ずる措置以外の再生可能エネルギーに関する事項	

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(備考) 「事業者の種類」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。

(様式第7号) (第16条関係)

再生可能エネルギー計画達成状況等報告書

年月日

長野県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第23条第9項の規定により、 年度の再生可能エネルギー計画の達成状況等を下記のとおり報告します。

記

事業者の主たる業種			
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第16条第2項の一般電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第16条第2項の特定電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 長野県地球温暖化対策条例施行規則第16条第2項の特定規模電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者		
事業の概要			
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標の達成状況		再生可能エネルギー利用量	利 用 率
	目標	千kWh	%
	達成状況	千kWh	%

エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標を達成するために講じた措置	
---	--

エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標を達成するために講じた措置以外の再生可能エネルギーに関する事項の実施状況	
--	--

エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー等の供給の量の割合の拡大に関する目標の達成に至らなかった場合、その理由	
---	--

連絡先	部署名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(備考) 「事業者の種類」欄には、該当する□内に✓印を記入すること。

附 則

この規則は、平成19年2月20日から施行する。

環境政策課